

連合愛知安全衛生センターだより

愛知県勤労者安全衛生センター 〒456-0002 名古屋市中熱田区金山町1丁目4-18 ワークライフプラザれある 3F
TEL(052) 684-0003 FAX(052) 684-0303 連合愛知ホームページからも閲覧できます <http://www.rengo-aichi.or.jp>

熱中症にはまだまだ警戒を！

新型コロナウイルスの感染急拡大に合わせるかの如く、愛知県内で熱中症の疑いにより救急搬送された人は5月以降2,000人を超えています。

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

①暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保し、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する

②適宜マスクをはずしましょう

- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクを外す
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

③こまめに水分補給しましょう

- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

④日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

⑤暑さに備えた体作りをしましょう

- ・熱くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度



全国労働衛生週間 10月1日～7日

今年度 スローガン

「向き合おう！こころとからだの健康管理」

副スローガン

「うつらぬうつさぬルールとともにみんなを守る健康職場」

9月準備期間【重点取り組み事項】

今年度労働衛生活動の総点検事項11項目中、以下の5項目について重点的に取り組みをお願いします。

- ① 過重労働による健康障害防止
- ② メンタルヘルス対策の推進
- ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止
- ④ 高齢労働者の安全と健康確保
- ⑤ 熱中症予防対策の推進

本年度で72回目を迎える全国労働衛生週間は、労働衛生に関する意識向上と、事業場における自主的な活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、副スローガンを掲げ、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として全国一斉に実施されます。

ご安全に！



愛知県内における休業4日以上業務上疾病は、400人を超える状況が続く。令和2年は、前年416人の約1.5倍にも及び638人となりました。要因は、新型コロナウイルス感染症の職場における感染拡大です。コロナ禍により、一昨年は3人であった病原体による疾病が195人に激増し、うち1人は死亡に至っています。これ以外にも、熱中症が一昨年の51人から92人に増加し、全国ワースト1となったこと、幅広い業種・年齢層で「災害性腰痛」が多発し高止まりしていることも大きく影響しており、こうした業務上疾病への対応が、喫緊の課題となっています。

全国労働衛生週間は、これら課題を重点に、労働衛生に関する意識を高め、職場環境改善等への取り組みを通じて労働者の健康確保を図る強化期間です。

本年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底を図りつつ、こころとからだの健康管理を進める機会とし、熱中症・災害性腰痛を含む業務上疾病の増加に歯止めを掛けましょう。

第2回安全衛生担当者研修会

日時：9月30日（木）14：30～17：00

場所：プライムセントラルタワー名古屋駅前13F

WEB併用講義 講義聴講募集中

「withコロナ時代におけるメンタルヘルス対策」

※WEB講義聴講希望者・研修会参加者

報告締切…9月17日（金）まで

2021年7月度 愛知県の死亡災害発生状況 <8月11日現在速報値>

13人 (3人)

対前年同期27人 (3人)

※ () 内は交通事故による死亡者の内数

	業種・規模	被災者	事故の型	災害状況
7月	建築工事業（木建以外） 9名以下	屋根工 60代 10年	墜落・転落	屋根設置工事で、高さ約5mの屋根上で屋根材端部の切断のため、マーキング作業をしていた際に墜落した。

私たちの職場における取り組み事例

第6回

中山 理事（サービス連合中部地方連合会 名古屋観光ホテル労働組合）

■名古屋観光ホテルの安全衛生の取り組み■

私どものホテルは、職場がほぼ館内で収まる業種であるため、労働災害や交通災害といった重大な事故は起こりにくいところではあります。しかし、その中でも転倒、調理器具による災害、今の時期は少なくなっていますが、ノロウイルスによる感染など様々な危険が日常では存在しています。

労働災害は日常ではあまり起こりませんが、わずかな可能性をもつづし、スタッフが安心して安全に業務に取り組めるよう労使共に日々議論しています。

例えば、従業員が使う階段が雨の日など滑りやすくなっていけば、すぐさま滑り止めの足場を設置してもらうよう要請し、以前ノロウイルスが蔓延しつつあった際に、一部手動であったトイレのドアや手洗い器を全て自動にしました。今の時期ですとコロナ感染症対策として、従業員の出入り口には消毒と体温計、各階に消毒液の設置、また、社員にマスクの配布など、様々な対応をしています。

現在では、ペル係も当然のことながら、スタッフもできるだけ手袋をしてサービスをするようにしています。レストランも感染症対策として、お客様同士の距離を十分に空け、2名でご来店のお客様は、はす向かいにお座りいただくようご案内しております。料理もなるべく一人のスタッフが料理運びからサービスまでの一連の流れをするように心がけ、少しでも複数人の接触を避ける努力をしています。

宴会場に関しては、アクリルボードの設置、お客様同士の間隔の確保、入り口での検温や消毒は勿論のこと、マイクなどはこまめに消毒をしています。最近では定例の講演会や会議など少しずつではありますが、WEB会議も含め、小規模の宴会は増えてきています。

しかしながら、大規模の宴会や、食事を伴う宴会（懇親会）は未だ抵抗感があり、開催されるお客様はほとんどいない状況となっています。この先もまだまだ大規模宴会開催は厳しいとは言われておりますが、それでも私たちホテルスタッフは感染症対策を万全に行い、皆様のご利用をお待ちしておりますので、是非とも今後、機会がございましたら何卒宜しくお願い致します。



中山 理事

シリーズ 職場における新型コロナ感染防止対応と対策 ⑨

8月に入り新たな変異株が猛威を振るい、全国的に感染者の急拡大を招いています。

令和3年5月に改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、経済産業省が関係団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用による出勤者数7割削減の実施状況について、各事業所が積極的に公表して取り組みを促進するよう要請し、公表された情報の周知について関連する事業者と連携して取り組むこととされています。

今回は、各業種における在宅勤務（テレワーク）等の活用により、出勤者を削減している取り組み事例を紹介します。

製造業（A社）	教育・学習支援業（B社）	小売業（C社）	複合サービス事業（D社）	金融業、保険業（E社）	卸売業、小売業（F社）
テレワークの推進 <ul style="list-style-type: none"> 生産、販売、物流、研究を除き、業務上可能な限り、最大限在宅勤務を実施するよう周知徹底。 出社が必要な場合も時差出勤を奨励するほか、会議や研修は原則オンライン化。 	出勤者の削減 <ul style="list-style-type: none"> 月間の在宅勤務の回数制限の撤廃など、在宅勤務制度を整備。 オンライン会議システムやビジネスチャットなどのITツールの活用により、出社がどうしても求められる場合を除き、原則として在宅勤務体制に移行。 出社の場合も、オプビーク通勤を徹底。 	テレワークの推進 <ul style="list-style-type: none"> テレワーク目標数値を設定するとともに、実施に当たってテレワーク手当を支給。 環境整備のため、全社員への携帯電話貸与やペーパーレス・はんこレス化を実施。 	複合サービス事業（D社） <ul style="list-style-type: none"> 社長直轄の「働き方改革プロジェクト」の一環として位置づけ、社内制度を整備。 環境整備のための備品貸出を実施するとともに、不慣れな社員には問い合わせサービス利用を促進。 これらのほか、マネジメント層向けの研修などを選びた意識改革を実施。トップが率先垂範することで、社員が利用しやすい雰囲気を醸成。 在宅勤務が難しいと言われる生産現場においても、デジタルマニュアルチャレンジを推進し、間接業務を中心に在宅勤務を実施。 	金融業、保険業（E社） <ul style="list-style-type: none"> サテライトオフィスや在宅勤務を自由に組み合わせ、業務内容に応じた勤務場所の柔軟な使い分けが可能に。 ラップトップPCとスマートフォンの貸与、様々なICTツールの活用や、徹底的なペーパーレス化により、いつでもどこでも働ける環境を整備。 バーチャルでもスムーズなコミュニケーションを図るため、グループ共有のポータルサイトを用いた情報共有を実施。 	卸売業、小売業（F社） <ul style="list-style-type: none"> 現場業務に重視するものを除き、出社目標を最大週2回に設定。 通勤費支給方法を定期券代支給方式から実費支給に変更。
感染防止対策等 <ul style="list-style-type: none"> 感染予防のために、通勤・化粧室利用時など、場面ごとの実践的なマニュアルを作成・周知徹底。 来客を厳禁するとともに、手指消毒・マスク着用の要請、検温・連絡先管理を徹底。 国内出張や外部イベントについて部門長承認を必須化。 	感染防止対策等 <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大地域への出張禁止。 会社負担でのPCR検査の実施。 ワクチン接種にかかる時間を勤務時間として扱るとともに、副反応が発症した場合、有給休暇を付与。 	感染防止対策等 <ul style="list-style-type: none"> 出勤が必要な場合についても、フレックス出勤等を奨励。 オフィス環境も一部フリーアドレス化・リモート会議用スペースを整備するなど、接触機会の削減等を実施。 			卸売業、小売業（G社） <ul style="list-style-type: none"> リモート会議の推進や社内チャットの活用のほか、研修のオンライン化を実施。 社内会議体の縮減や、PCロケイン・ロケアウト履座の確認によるサービス残業等防止対策も併せて実施。